



記念物の 保護のしくみ





皆さんは「記念物」とは何か、ご存知ですか？
あまり馴染みのない言葉かもしれませんが、「記念」という言葉には
「あとの思い出として残しておくこと」という意味があります。

「記念物」とは、我が国の国土の成り立ちと特徴を、
「遺跡」、「名勝地」、「動物・植物・地質鉱物」の観点から捉える文化財のひとつの類型で、
わたしたちの来し方行く末を理解する上で欠くことができないものとして、
未来に受け継いでいくべき大切な宝です。



東西南北にわたり細長く連なる島国の我が国は、国土の大半を大小の山地が占め、また気候は地域的に多様で四季の変化に富んでいます。そうした地理的な特徴から、地域によって様々な顔を見せる豊かな自然があり、そこで生きる動植物、そしてそこに暮らしていた人々の営みも極めて多様です。このような豊かな地域性は、それぞれの地域に固有な魅力として人々の目を引き付けています。

文化財第二課では、「記念物」をはじめとするさまざまな文化財をいかにして次世代へと伝えるか、また現在の人々の暮らしにどのように活かすかを地域の人々とともに考え、実践しています。

文化財

- 有形文化財
- 無形文化財
- 民俗文化財
- 記念物
 - 史跡
 - 特別史跡
 - 名勝
 - 特別名勝
 - 天然記念物
 - 特別天然記念物
 - 登録記念物
- 文化的景観
 - 重要文化的景観
- 伝統的建造物群
- 埋蔵文化財

文化財の保存技術

- 選定保存技術

＝本冊子で取組を紹介する文化財

2	1
3	
5	4

- 2

記念物

記念物とは

文化財としての「記念物」は文化財保護法第二条第1項第四号で、次のように定義されています。

- ① 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの
- ② 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの
- ③ 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの

文部科学大臣は、これらの記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（「史跡名勝天然記念物」と総称）に指定し、そのうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（「特別史跡名勝天然記念物」と総称）に指定します（文化財保護法第百九条）。

記念物の保護

発見・調査、保存から整備・活用まで

記念物を史跡名勝天然記念物に指定し、適切に保存し、親しめるものとして整備・活用するまでには、おおむね下の図のようなプロセスをたどります。

一般的に記念物が各種の調査を経て発見され、史跡名勝天然記念物に指定され、整備や活用が行われるまでには、相応の時間を要します。それは、調査によって記念物の価値を学術的に明らかにし、守るべき対象と範囲を地域の方々の理解を得ながら決定していく必要があるためです。それは、その価値を最大限に引き出しつつ、将来にわたって地域の宝として活かすことができるような計画を十分に検討するためでもあります。

このように、記念物を保護するためには、明確な目標や理念を定め、段階を経て体系的な手順を踏むことが大切です。

発見・調査

記念物の文化財としての価値や範囲を明らかにするために緻密な調査を行い、重要なものを選択します。

保存

選択した記念物を、文化財保護法に基づいて史跡名勝天然記念物に指定し、保存のためさまざまな措置を行います。

整備・活用

保存された記念物の価値を次世代へと確実に伝え、さらに現代生活にも活かすために、各地でさまざまな取組が行われています。



史跡

下に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 1 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 2 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 5 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 6 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 7 墳墓及び碑
- 8 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 9 外国及び外国人に関する遺跡



史跡 山居倉庫（山形県酒田市 写真提供：酒田市教育委員会）

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの



特別史跡 平城宮跡（奈良県奈良市）



名勝

下に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点



名勝 旧池田氏庭園（秋田県大仙市 写真提供：大仙市）

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの



特別名勝及び特別天然記念物 上高地（長野県松本市 写真提供：松本市）



天然記念物

下に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

- 1 動物
 - ①日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
 - ②特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
 - ③自然環境における特有の動物又は動物群聚
 - ④日本に特有な畜養動物
 - ⑤家畜以外の動物で海外より我が国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
 - ⑥特に貴重な動物の標本
- 2 植物
 - ①名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
 - ②代表的原始林、稀有の森林植物相
 - ③代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
 - ④代表的な原野植物群落
 - ⑤海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
 - ⑥泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
 - ⑦洞穴に自生する植物群落
 - ⑧池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
 - ⑨着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
 - ⑩著しい植物分布の限界地
 - ⑪著しい栽培植物の自生地
 - ⑫珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地
- 3 地質鉱物
 - ①岩石、鉱物及び化石の産出状態
 - ②地層の整合及び不整合
 - ③地層の褶曲及び衝上
 - ④生物の働きによる地質現象
 - ⑤地震断層など地塊運動に関する現象
 - ⑥洞穴
 - ⑦岩石の組織
 - ⑧温泉並びにその沈澱物
 - ⑨風化及び侵蝕に関する現象
 - ⑩硫気孔及び火山活動によるもの
 - ⑪氷雪霜の営力による現象
 - ⑫特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
- 4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区域）



天然記念物 久米島町奥武島の畳石（沖縄県久米島町 写真提供：久米島町）

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの



特別天然記念物 オオサンショウウオ（写真提供：桑原一司・日本オオサンショウウオの会）

発見・調査

特別史跡 岩橋千塚古墳群（和歌山県和歌山市 写真提供：和歌山県立紀伊風土記の丘）

新たな発見を生む

埋蔵文化財

埋蔵文化財は文化財保護法で、「土地に埋蔵されている文化財」と定義されています。史跡、名勝、天然記念物がいわば文化財の類型であるのに対し、埋蔵文化財は土地に埋まっているという文化財の状態により区分されており、記念物などとは視点が異なります。

そのため、埋蔵文化財には貝塚や古墳のように史跡に指定される遺跡もあれば、発掘調査で見つかる庭園のように名勝に指定される遺跡もあります。

さらに、国宝や重要文化財に指定されることのある出土遺物も埋蔵文化財です。

このように埋蔵文化財はさまざまな種類の文化財と接点を持っています。

埋蔵文化財を包蔵する土地として知られている「周知の埋蔵文化財包蔵地」の数は、全国で約 47 万か所に及びます。これらは、我が国の国土に刻まれた約 38,000 年に及ぶとされる人類の生活の痕跡であり、貴重な歴史の証人です。ただし、土地に埋もれているという性質上、その内容を詳しく知るためには、発掘調査を行う必要があります。発掘調査は、全国で年間約 9,000 件行われていますが、その多くが道路建設等の開発事業により、埋蔵文化財が破壊される場合に、その記録を作成するために行われるいわゆる「記録保存調査」です。

こうした記録保存調査によって、新たな史実が明らかになる場合も多く、特別史跡 三内丸山遺跡や特別史跡吉野ヶ里遺跡のように、その重要性から開発事業を取りやめ、遺跡公園として整備されたものもあります。ただし、ほとんどの記録保存調査では、その終了後、対象となった遺跡は破壊されることになります。

その一方で、重要な遺跡を保護するため、地方公共団体等が自発的に発掘調査を行う事例も多くあります。近年では、旧石器時代から近代に至る様々な遺跡で史跡指定を目指した調査・研究が行われています。たとえ記録に残っていない遺跡であっても、遺跡の持つ情報を発掘調査によって丁寧に読み取っていけば、その遺跡は地域の歴史・文化のシンボルとなりうるのです。



史跡 條ウル神古墳（奈良県御所市）奈良盆地南西部に築造された巨大な横穴式石室と特異な家形石棺を有する
（写真提供：御所市教育委員会）



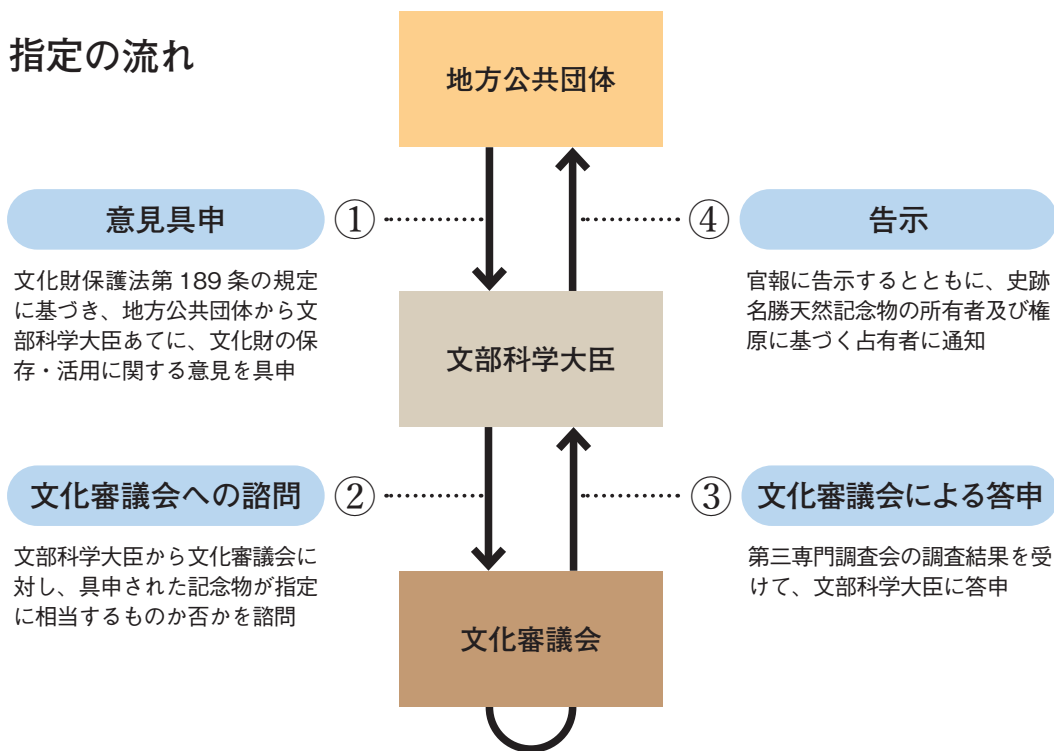
史跡 屋形遺跡（岩手県釜石市）東日本大震災の復興に伴う発掘調査で、その価値が判明し史跡に指定された（写真提供：釜石市）

指定のための 調査研究

記念物の種類は多様であるため、それらの中から重要なものを選び、史跡名勝天然記念物に指定するには、種類に応じた様々な調査研究が必要です。

- 史跡—発掘調査で新たに発見された遺跡やすでに確認されている遺跡、社寺・城郭等で、現在に残されている遺跡の中から、重要なものを選ぶために総合的な調査研究を行います。
- 名勝—庭園や景勝地について、地域に所在する名勝地を総合的に把握したり、個別の名勝地の詳細な内容を確認したりして、今日的な観点から芸術上・観賞上の価値を明らかにするための調査研究を行います。
- 天然記念物—我が国の自然を記念する動植物や地質鉱物を指定し保護を図ることを目的として、日本の自然の成り立ちや現在の自然の特性、あるいは日本人と自然との関わり方などに着目しつつ、それらの学術上の価値を評価するための調査研究を行います。

指定の流れ



大立竪坑槽

史跡 佐渡金銀山遺跡
(新潟県佐渡市)
(写真提供：佐渡市世界遺産推進課)



巻揚げ機



北沢浮遊選鉱場跡

記念物 保存

天然記念物 古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群（埼玉県秩父市・小鹿野町・長瀬町・皆野町・横瀬町 写真提供：埼玉県立自然の博物館）

崩壊、消滅の危険から守る

史跡名勝 天然記念物の 指定

史跡名勝天然記念物（以下「史跡等」という。）の指定は、文部科学大臣が文化審議会に諮って行います。指定は、対象となる土地等の所有者等の同意が得られていること、あるいは他の公益との調整が図られていることなどを原則として、地方公共団体と緊密に連携・協力して進められます。



史跡 伊勢本街道（鞍取峠）（奈良県曽爾村
写真提供：曽爾村教育委員会）



天然記念物 イタセンパラ コイ科タナゴ亜科
に属する日本固有の純淡水魚。富山平野、濃
尾平野及び大阪平野の限られた水域にのみ分
布する（写真提供：西尾正輝・氷見市教育委
員会）

現状変更等の 制限と公有化

史跡等の指定地において、現状を変更したり、保存に影響を及ぼす行為を行ったりする場合、文化庁長官の許可が必要となります。現状変更等の制限は、史跡等の保護にとって必要なものですが、指定地の所有者等にとっては財産権に関する損失を生じる場合があります。

そのため、国庫補助により、地方公共団体が土地等を買収することによって実質的な損失の補填を行い、史跡等の保護と財産権の尊重との調整を図っています。また、固定資産税の減免など、税制上の優遇措置もとられています。



天然記念物 布田川断層帯（熊本
県益城町）最大震度7、マグニ
チュード7.3を観測した平成28
年熊本地震の震源断層。地震直後
から地形の保存が進められた（写
真提供：益城町教育委員会）

適切な 保存管理とは

史跡等を適切に保存するためには、原則として所有者や管理団体に指定された地方公共団体その他法人が、日常的な管理や復旧に努める必要があります。管理には、清掃、除草等をはじめ、防火・消防装置・標識・説明版・囲柵等の設置なども含みます。

史跡等の範囲内のどのような地域で、どのような行為を行うことが許可されるかについて、共通認識を育むことも大切です。また、その価値を将来世代が享受できるようにするために、さまざまな活用施策を検討していくことが重要です。そのため、国庫補助により保存活用計画の策定を進めています。



特別天然記念物 アポイ岳高山植物群落（北海道様似町）高山植物の生育環境を保全するため、分布範囲が拡大したハイマツを伐採する町職員と地域ボランティア（写真提供：様似町）



天然記念物 三瓶小豆原埋没林（島根県大田市）約3,500年前の噴火災害によって地下に埋没した樹林。掘り下げた公開展示施設内で、樹木の劣化を防ぐためトレハロース塗布を行っている（写真提供：島根県）



史跡 武蔵府中熊野神社古墳（東京都府中市）生垣による管理柵、説明板、標柱を整備



名勝 三保松原（静岡県静岡市 写真提供：静岡市三保松原創造センター「みほしるべ」）



記念物 整備

史跡 津軽氏城跡 弘前城跡（青森県弘前市）修理の進む本丸東面石垣と曳屋された重要文化財弘前城天守。（写真提供：弘前市）

文化財の価値を保存し、分かりやすく伝える

史跡等の さまざまな整備

史跡等を保存し、価値を伝えるための多様な文化的・社会的活動を効果的・持続的に生み出せるようにするため、整備事業が各地で実施されています。

これまで半世紀にわたって、史跡での建造物や城跡石垣の解体修理、古墳墳丘の修築、名勝庭園の修理修景、天然記念物の保存・活用のための環境整備等が施され、それらの実績が蓄積されるとともに最近では、復元建造物や映像（AR・VR）等の解説設備、ガイダンス施設を整備し、史跡等の価値をよりわかりやすく表現・解説する総合的な活用事業も取り組まれています。

また、近年では、地震や豪雨等の自然災害に伴う復旧事業が増加する一方で、災害や事故を未然に防ぐためのモニタリングを強化するとともに、耐震設備・防火施設等を整備し、多角的な観点から史跡等の防災力を高めようとする事例も増えてきています。

さらに、地域の宝として史跡等の多様な活用が図られることが、持続可能な地域づくりに寄与するという認識も高まってきています。



史跡 貝殻山貝塚（愛知県名古屋市長）弥生時代の竪穴建物跡を復元



史跡 旧奥行臼駅通所（北海道別海町）近代の北海道内の宿泊、運送の拠点である駅通所を修理（写真提供：別海町教育委員会）



特別天然記念物 蒲生のクス（鹿児島県始良市）踏圧から根を保護し、来訪者が安全に見学できるためのウッドデッキを整備（写真提供：始良市教育委員会）



史跡 東京湾要塞跡 千代ヶ崎砲台跡（神奈川県横須賀市）東京湾岸一帯に築かれた砲台群で、砲台跡を修理（写真提供：横須賀市教育委員会）



史跡 志段味古墳群（愛知県名古屋市）志段味大塚古墳での墳丘崩落防止対策と埴輪複製品の設置（写真提供：名古屋市）



史跡 韮山反射炉（静岡県伊豆の国市）ほぼ完全な形で現存する幕末の反射炉で、保存修理やガイダンス施設整備を実施（写真提供：伊豆の国市）



史跡 小峰城跡（福島県白河市）奥州白河藩主歴代の居城。東日本大震災で石垣が崩落（左）、災害復旧事業（中）により復旧（右）（写真提供：白河市）

記念物 活用



史跡 津軽氏城跡 堀越城跡（青森県弘前市）復元土塁上の展望デッキから見学する地元小学校の子供たち

地域の歴史をまもり、今に活かす

史跡等の さまざまな活用

文化財の価値や地域の特性に基づき整備が行われた史跡等では、その特徴を活かしたさまざまな活用の取組が進められています。これらの取組により、地域住民のみならず、地域外の来訪者も史跡等とのかかわりを深めることで、さらに多様な史跡等の保存と活用へとつながる好循環も、各地で生まれています。



史跡及び天然記念物 屋島（香川県高松市）石垣整備とAR技術の組み合わせにより、当時の城門の様子を体験（写真提供：高松市）



天然記念物本願清水イトヨ生息地（福井県大野市）体験学習施設からのイトヨの稚魚放流会（写真提供：大野市）



史跡 下野谷遺跡（東京都西東京市）縄文時代の集落を舞台に、市民参加のイベント（縄文の森の秋まつり）を開催（写真提供：西東京市教育委員会）



イトヨのつがい
（写真提供：秦康之）



特別名勝 毛越寺庭園（岩手県平泉町）復元整備された遣水で再現された曲水の宴（写真提供：平泉町）



史跡 河後森城跡（愛媛県松野町）復元整備された馬小屋の前での乗馬体験（写真提供：松野町教育委員会）

名勝 旧池田氏庭園（秋田県大仙市）中学生ガイドが整備された庭園を案内（写真提供：大仙市立仙北中学校）

埋蔵文化財の 保存と活用

埋蔵文化財のうち、史跡等に指定されることによって保存・活用されるものはごくわずかに過ぎません。しかし、遺跡そのものの保存は叶わなくても、それらの遺跡が地域の歴史の一端を物語っていることは、まぎれもない事実であり、発掘調査によって聞こえてきた遺跡の声を地域の方々に分かりやすく伝えることは、とても大切なことです。

現在、全国各地で発掘調査成果の報告会や出土した遺物の展示会、また、長年の調査によって積み重ねられた成果をもとに行う講演会やシンポジウムなど、埋蔵文化財を活かす様々な取組が行われています。文化庁では、そうした取組を応援するために国庫補助事業によって支援するとともに、各地で行われている取組を発信・共有するための事業を行っています。



史跡 梅之木遺跡（山梨県北杜市）竪穴建物の復元体験学習会（写真提供：北杜市教育委員会）



加曽利貝塚ナイトミュージアム（千葉県千葉市）夜の縄文暮らし体験（写真提供：千葉市立加曽利貝塚博物館）



史跡 地藏田遺跡（秋田県秋田市）復元竪穴建物の差し茅の様子（写真提供：秋田市教育委員会）



古代体験まつり（石川県金沢市）（写真提供：石川県埋蔵文化財センター）



波怒棄館遺跡（宮城県気仙沼市）波怒棄館遺跡発掘調査体験の様子（写真提供：気仙沼市教育委員会）

特別史跡 岩橋千塚古墳群（和歌山県和歌山市）埴輪の復元製作体験の様子（写真提供：和歌山県立紀伊風土記の丘）

登録記念物

登録記念物とは

指定制度を補完するものに、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる登録制度があります。登録制度は有形文化財のうち建造物について先行導入されましたが、今日、地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い残存することが困難な状況にあり、保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財が多数存在しています。

これらは文化財として一定の価値は認められるものの評価が定着しておらず、直ちに既存の指定制度による指定を行うことは困難ですが、放置しておくで消滅等の可能性が高いものです。そこでこれらを保護するため平成十七年には記念物にも登録制度が施行されました。

記念物の登録については、「文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第百十条第1項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行ったものを含む。）以外の記念物（第百八十二条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。」（文化財保護法第百三十二条）と定めています。

この文化財登録原簿に登録された記念物を「登録記念物」といいます。



登録記念物プレート
(沖縄県鉄道与那原駅跡)
(写真提供：与那原町)

登録記念物登録基準

遺跡関係

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡（史跡及び文化財保護法第百八十二条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次の各号いずれかに該当するもの

- 1 我が国の歴史を理解する上で重要なもの
- 2 地域の歴史の特徴を表しているもの
- 3 歴史上の人物等に関するもの

名勝地関係

公園、庭園その他の名勝地（名勝及び文化財保護法第百八十二条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として人文的なものにあつては造成後50年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号いずれかに該当するもの

- 1 造園文化の発展に寄与しているもの
- 2 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- 3 再現することが容易でないもの

動物、植物及び地質鉱物関係

動物、植物及び地質鉱物（天然記念物及び文化財保護法第百八十二条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、国土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なものであり、かつ、次の各号いずれかに該当するもの

- 1 我が国において作り出された飼養動物及び飼育地
- 2 我が国において作り出された栽培植物及び生育地
- 3 動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本
- 4 前3号に掲げるもの以外の地域独特の自然物又は自然現象



登録記念物 南海地震徳島県地震津波碑 志和岐震災碑
(徳島県美波町) 江戸時代以来の南海地震の被害と教訓
を伝える徳島県下の地震津波碑の1つ(写真提供: 徳
島県)



登録記念物 二ヶ領用水(神奈川県川崎市) 1611年に
造られ多摩川右岸の低地を潤した用水。近現代には工業
用水にも使用。久地円筒分水は登録文化財(建造物)(写
真提供: 川崎市教育委員会)



登録記念物 旧林氏庭園(愛知県一宮市) 江戸時代に美
濃路の起宿の脇本陣であった林氏の邸宅に、昭和初期に
造営された池泉庭園(写真提供: 一宮市)



登録記念物 真玉海岸(大分県豊後高田市) 国東半島北
西部にある江戸時代以来の干潟で、夕日の名所として広
く知られる(写真提供: 豊後高田市)



マチカネワニ化石(大阪府豊中市) 昭和 39
年に大阪大学理学部校舎の建設現場で発見され
た、約 45 万年前に生息していた大型(推
定: 全長 6.9 ~ 7.7 m) のワニ類の化石(写
真提供: 大阪大学総合学術博物館)



禅寺丸柿(神奈川県川崎市) 日本最古の甘柿と言われ
ている。川崎市麻生区の王禅寺に生育する禅寺丸柿の原木
と、同地域に植栽されている古木6本を登録(写真提供:
川崎市教育委員会)

記念物保護の新たな試み

埋蔵文化財

水中遺跡の保存と活用

平成 24 年、長崎県松浦市に所在する鷹島神崎遺跡が、水中遺跡としては初めて、史跡に指定されました。埋蔵文化財は人目につかない状態にある文化財のことを指し、それは地中だけでなく、水中に存在するものも含まれています。しかし、これまでは陸上に存在するものを中心に保護が図られてきたため、水中の文化財はあまり注目されていませんでした。

鷹島神崎遺跡は、鎌倉時代の蒙古襲来に係る遺跡であり、台風により沈没した元軍船やその積み荷が多数、海底から引揚げられたり、沿岸に打ち上げられたものが採集されており、それらは蒙古襲来の際の貴重な実物資料として早くから注目されてきました。また、明治元年に北海道江差沖で沈没した旧幕府軍の軍艦開陽丸や、瀬戸内海で沈没した坂本龍馬ゆかりのいろは丸、琵琶湖の湖底に水没した縄文時代の集落遺跡である栗津湖底遺跡など、水中遺跡の調査によって陸上の遺跡だけではわからない新たな史実が浮かび上がってきました。

わたくしたちは、これらの水中遺跡の把握と調査研究を推進し、その保護を図るため令和 3 年度に水中遺跡の調査の技術的な指針となる「水中遺跡ハンドブック」を作成いたしました。



史跡 鷹島神崎遺跡（長崎県松浦市）鷹島 1 号沈没船調査風景（写真提供：松浦市教育委員会）

史跡

歴史の道百選

人や物の交流の舞台となった道や河川等の「歴史の道」を歩き、周辺の文化財に親しむ「歩き・み・ふれる歴史の道事業」が、毎年、文化庁の主唱のもとに全国各地で行われています。

また、従来の調査・整備事業の実績を踏まえて、より一層「歴史の道」への関心と理解を深めることを目的に、令和元年に「歴史の道百選」の追加選定も行い、合計 114 件としました。あわせて「歴史の道」をネットワークの軸として、沿線の交通関連遺跡と一体的に整備活用を進めています。詳しくは文化庁ホームページをご覧ください。



歩き・み・ふれる歴史の道事業の様子（大分県中津市）

近代遺跡の指定・保護

平成 6 年度から、近代遺跡を広く指定・保護の対象を含めるために検討を行い、第二次世界大戦終結頃までの遺跡についても史跡として指定・保護を図っています。主だったものでは、平成 25 年に西南戦争遺跡（熊本県）、平成 26 年に高島炭鉱跡（長崎県）、令和 3 年には山居倉庫（山形県）と旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡（東京都）のうち高輪築堤跡が史跡に指定されました。現在も引き続き、近代遺跡の調査を実施しており、保存に向けての作業を行っています。

名勝



名勝地の調査

名勝については、長らく庭園の指定に重点を置いてきましたが、特に近代に作庭されたものや近代に固有な公園に関する全国的な状況を十分に把握できていませんでした。そうしたことから、平成 21～23 年度には「近代の庭園・公園に関する調査研究」を実施し、平成 24 年 6 月に『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』を公表しました。さらに近代以外の名勝地についても「名勝に関する総合調査事業」を平成 23～27 年度にかけて実施し、平成 25 年 4 月には『名勝に関する総合調査—全国的な調査（所在調査）の結果—報告書』を公表しました。また、同時に「特定の主題別の調査」と「個別の名勝地を対象とする詳細調査」も実施し、その成果を踏まえて、平成 27 年度からは「名勝地調査」の国庫補助事業を実施しています。

こうした調査事業の推進のほか、名勝地については併せて登録記念物制度も積極的に適用しながら、全国に名勝地の多様な事例の普及を図っています。

天然記念物



天然記念物の意義と指定

文化財保護法では「動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもののうち、重要なもの」とされています。

天然記念物は、日本列島の成り立ちを示す地質現象や、過去の生物の姿を知ることのできる化石、日本列島の生物地理学的な特性を示す固有種等の動植物などで、私たちの日本列島がたどってきた「自然史」としての意義もっています。また、亜熱帯のマングローブから亜寒帯の針葉樹林まで、地域文化形成の舞台ともなった自然の特性を理解する上で欠かせない多様な自然の姿で、日本列島の地理的広がり示す「自然誌」としての意義もっています。さらに、人が関わり作り上げた自然、すなわち巨樹、ホタルなど日本人の自然観の形成に寄与したものや、並木、家畜・家禽など、人が関わって作り上げたものなどで、私たちと自然との親密さを物語る「文化史」としての意義もっています。

平成 20 年度以降、学術上貴重な動植物や地質鉱物のうち、我が国の自然を記念しようとした意義を有するものに重点を置いて指定しており、我が国の歴史や文化の形成に寄与した自然の保存と活用に取り組んでいます。

史跡等の整備



城跡等の石垣において適切な管理、修理、活用を行うには、「歴史の証拠」と「安定した構造体」の両側面からその価値を理解し、継承されてきた石垣築造の伝統技術を引き継いで行くことが重要です。これらのことから、城跡等の石垣の修理を適切かつ円滑に進めるため、必要な事項を総合的に取りまとめたてびき書として、平成 26 年度に「石垣整備のてびき」を作

成しました。また近年の史跡等を観光資源やまちづくりの中心に据えて活用する動きや、社会情勢の変化を踏まえ、平成 25・26 年度には全国的な史跡等のマネジメント状況の調査を実施し、史跡等の適切なマネジメントに必要とされる視点と全国的な課題克服事例を示した「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」を作成しました。

記念物100年

2019年、「文化財保護法」の前身の一つである「史蹟名勝天然記念物保存法」が大正8年(1919)に施行されて100年の節目の年を迎えました。ここでは、記念物保護100年の歩みと、それを記念した令和元年度から3年度にかけて実施した記念事業の一部を紹介いたします。

記念物100年の歩み

国内外の主な出来事	記念物関係事項			
	大正8年	(1919)	「史蹟名勝天然記念物保存法」4月10日制定、6月1日施行	
	1920 大正9年	(1920)	最初の天然記念物指定(10件)	
	大正10年	(1921)	最初の史蹟指定(48件)	
	大正11年	(1922)	最初の名勝指定(11件)	
1923年 関東大震災	大正12年	(1923)	小石川後楽園・天龍寺庭園・巖島○◇	
	昭和2年	(1927)	巢山古墳・酒船石○・嵐山○◇	
	昭和3年	(1928)	上高地◇□、姫路城址○	
	1930 昭和5年	(1930)	一乗谷朝倉氏館址附南陽寺址○◇	
	昭和7年	(1932)	東大寺旧境内・大野城址・名古屋城址○	
	昭和8年	(1933)	熊本城址○	
	昭和9年	(1934)	西都原古墳群○、屋島○□、カモシカ・トキ□	
1937年 日中戦争	昭和13年	(1938)	埼玉古墳群・小田原城址○	
1939年 第二次世界大戦	1940 昭和15年	(1940)	六義園・高田松原◇	
1941年 太平洋戦争	昭和17年	(1942)	尖石石器時代遺跡○	
1945年 終戦	昭和21年	(1946)	藤原宮址○	
1947年 日本国憲法施行	昭和23年	(1948)	明治天皇聖蹟の史蹟一括指定解除	
1950年 朝鮮戦争	1950 昭和25年	(1950)	「文化財保護法」5月30日制定、8月29日施行	
	昭和27年	(1952)	特別史跡名勝天然記念物の指定推進(～1956年)、登呂遺跡●	
	昭和29年	(1954)	屋久島スギ原始林■	
	昭和30年	(1955)	春日山原始林・カモシカ■、大坂城跡・熊本城跡●	
	昭和31年	(1956)	いたすけ古墳○、コウノトリ■	
	昭和32年	(1957)	昭和南山■	
	1960 昭和34年	(1959)	毛越寺庭園◆	
1964年 東京オリンピック	昭和39年	(1964)	黒部峡谷附猿飛並びに奥鐘山◆■	
1965年 ベトナム戦争	昭和40年	(1965)	史跡等環境整備費国庫補助事業創設	
	昭和41年	(1966)	風土記の丘事業開始	
	昭和43年	(1968)	文化庁設置	
	1970 昭和44年	(1969)	石見銀山遺跡○	
	昭和46年	(1971)	日本国内のコウノトリ野生個体群絶滅、一乗谷朝倉氏遺跡●	
1971年 環境庁設置	昭和47年	(1972)	沖縄県の史跡18件、名勝1件、天然記念物18件指定	
1972年 沖縄の日本復帰	昭和48年	(1973)	高松塚古墳●	
1973年 オイルショック	昭和52年	(1977)	大雪山・メグロ・ノグチゲラ・イリオモテヤマネコ・カンムリワシ■	
1978年 日中平和友好条約	1980 昭和54年	(1979)	斎宮跡○、中尊寺境内●、標津湿原□	
	昭和57年	(1982)	ヤンバルクイナ□	
1985年 つくば科学万国博覧会	昭和60年	(1985)	浄瑠璃寺庭園・兼六園◆	
	平成元年	(1989)	史跡等活用特別事業費(ふるさと歴史の広場)国庫補助事業創設	
1991年 湾岸戦争	平成3年	(1991)	吉野ヶ里遺跡●、一乗谷朝倉氏庭園◆	
	平成6年	(1994)	国営飛鳥歴史公園開園	
1995年 阪神・淡路大震災	平成7年	(1995)	「発掘された日本列島展」開催(以降毎年度開催)	
			原爆ドーム(旧広島県産業奨励館)○	
	平成9年	(1997)	平城宮跡の朱雀門復元整備	
	2000 平成12年	(2000)	識名園◆、三内丸山遺跡・キトラ古墳・原の辻遺跡●	
2001年 中央省庁再編	平成13年	(2001)	国営吉野ヶ里歴史公園開園	
2003年 イラク戦争勃発	平成16年	(2004)	登録記念物制度の創設	
	平成17年	(2005)	人工繁殖のコウノトリ放鳥	
2011年 東日本大震災	2010 平成22年	(2010)	平城宮跡の第一次大極殿復元整備、平城宮東院庭園◆	
2016年 熊本地震	平成29年	(2017)	加曽利貝塚●	
	平成30年	(2018)	国営平城宮跡歴史公園開園	
	2019 令和元年	(2019)	「史蹟名勝天然記念物保存法」施行100年	

指定種別：史跡○ 特別史跡● 名勝◇ 特別名勝◆ 天然記念物□ 特別天然記念物■

記念物100年イベント

記念物100年事業は、100年前に「史蹟名勝天然記念物保存法」が施行された6月1日に、江戸東京博物館でキックオフイベントを開催いたしました。

そこから3年間にわたって、記念コインや記念切手の発行、発掘された日本列島展における展示(2019～2021年まで)、全国各地における協賛パネル展示など、さまざまな事業を展開いたしました。



記念物100年事業キックオフイベント

記念物今昔

これまで守り伝えられてきた記念物を次の100年につなげるという意味を込めて、記念物の昔と今の姿を写真を展示しました。

史跡 箱根関跡
神奈川県箱根町
大正11年指定



大正初期ごろ



現在

特別名勝 兼六園
石川県金沢市
大正11年指定

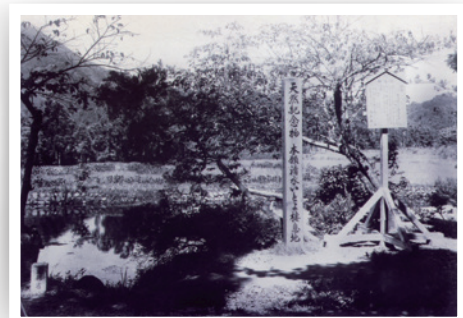


大正2年ごろ



現在

天然記念物
本願清水イトヨ生息地
福井県大野市
昭和9年指定



昭和10年



現在

文化庁

文化財第二課

<http://www.bunka.go.jp>



表紙

2 | 1
4 | 3

1. 特別天然記念物 コウノトリ
(写真提供：兵庫県立コウノトリの郷公園)
2. 史跡 ミツ城古墳
(広島県東広島市 写真提供：東広島市教育委員会)
3. 特別名勝 栗林公園
(香川県高松市 写真提供：香川県栗林公園観光事務所)
4. 特別天然記念物 昭和新山
(北海道壮瞥町 写真提供：洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会)

裏表紙

5
6

5. 特別名勝 毛越寺庭園
(岩手県平泉町 写真提供：川嶋印刷)
6. 特別史跡 彦根城跡
(滋賀県彦根市 写真提供：彦根市)

